コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

OVAL Corporation
最終更新日：2015年7月7日
株式会社オーバル
代表取締役社長 谷本淳
問合せ先：経営企画室　03-3360-5009
証券コード：7727
http://www.oval.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「オーバルは、オーバルを支え、育てる人々のために存在する」という創業時からの存在理念のもと、流体計測制御という事業を通じ技術・製品・サービスに様々な創造性を付加し、多様化する社会が求める新しい価値を生み出して世の中に貢献する社会的存在であり、同時に株主様やお客様の信頼と高い評価を実現することを経営の基本方針としております。
この基本方針に基づきコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営の組織体制を構築し、効率的な企業運営を行い、また、ステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するように取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	1,900,000	7.25
東京計器株式会社	1,309,000	5.00
轟産業株式会社	1,071,312	4.09
日本生命保険相互会社	691,200	2.64
横河電機株式会社	512,640	1.95
株式会社みずほ銀行	450,000	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	422,000	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	376,300	1.43
加島淳一郎	355,050	1.35
公益財団法人井上育英会	300,000	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明 更新

当社は自己株式を3,775,760株保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3 月

業種　精密機器

直前事業年度末における（連結）従業員数　500人以上1000人未満

直前事業年度における（連結）売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加瀬 豊	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加瀬 豊	○	―――	加瀬 氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を元に最適な意思決定ができ、かつ、公認会計士として公平・中立な立場で当社経営に大いに貢献していただけると判断したため、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査は、5名で構成される監査室にて実施し、業務活動全般に関する監視と改善に向けた活動を、監査役監査、会計監査人監査と連携しながら行っております。
また、主要な会議、委員会には監査役及び監査室の担当者が出席してモニタリングをすると共に、必要な情報収集を行っております。尚、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。
監査役は、取締役会及び主要な会議等へ出席し、各事業部門へのヒアリング等を通じた経営状況の把握、取締役・執行役員の経営判断及び業務執行について適法性の観点から厳正な監査を行っております。また、会計監査人との定期会合は年4回開催され監査計画の概要、監査実施状況を相互に確認するとともに、会計監査人の監査日には適宜情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤利明	他の会社の出身者							△						
池田 力	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤利明		当社の株主であり借入先である明治安田生命保険相互会社の出身であります。	営業経験豊かで、金融に関する造詣も深く、社外監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。
池田 力	○	池田氏は当社の監査役就任前に、当社の株主であり借入先でもある株式会社みずほ銀行の出身(最終職歴は理事)でありますが、退職(平成15年5月)からすでに12年経過しており、同行との関係は払拭されております。また、みずほ銀行からの借入依存度は顕著なものではなく、また、同行の当社に対する出資比率も軽微であります。また、同氏が現在、社外監査役を兼任している日本上下水道設計株式会社(現社名株式会社NJS)及び東京建物不動産販売株式会社との間には人的、資本的及び取引関係その他の利害関係	池田氏は、過去において、大手銀行における金融の豊富な経験や上場企業の代表取締役という企業経営の豊富な経験をお持ちであります。過去のこれらの経験と深い知見に基づいて、当社経営に関する忌憚のない厳しい意見や幅広い視野に基づく中立かつ公平な意見を頂いており、一般株主及び投資者の利益に配慮した経営を行うという観点において大変貢献していただいており、社外監査役に選任してお

		は一切ありません。 さらに同氏が、過去に取締役であったエス・バイ・エル株式会社及び過去に社外監査役であった沖電線株式会社と当社の関係においても、人的、資本的及び取引関係その他の利害関係は一切ありません。	ります。また、左記の記載のとおり、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額　54，680千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の算定方法は、報酬月額について、従業員に対する給与とのバランス、世間水準、経験等を考慮するという方針に基づいて基準を定めております。また、定額の月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。役員退職慰労金については廃止し、平成18年7月以降新規の引当金計上は行っておりません。従いまして、当社の当事業年度末の役員退職慰労金残高は、現任取締役が平成18年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。役員賞与については、業績、従業員に対する賞与とのバランス、期間における評価等を考慮して総合的に判断することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会資料やその他会議資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会は、原則として月2回定時に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、経営計画に関する重要な事項について意思決定するとともに、事業再編、資金計画、投融資など重要な業務執行について決定しています。現在、取締役会は5名で構成されております。

・監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役は、毎月1回代表取締役と率直な意見交換を行っており、また、内部監査として代表取締役直属の内部監査部門（監査室）により社内各部門の業務の適正性を監査しておりますが、監査役と監査室の連携を密にし、監査役への情報提供の充実を図っております。
また、監査役が、取締役、執行役員及びその他の使用人に対し、随時業務執行についてヒヤリングをする体制を調えております。

・責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該

契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社には、社外監査役が2名おり、取締役会、その他重要な会議にほぼ毎回出席し、席上客観的かつ忌憚のない意見をいただいております。また、社外取締役１名を選任し、公平・中立な立場で、当社経営の業務執行を監督し、業務が適正に機能する体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より1日前に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回のアナリスト向けのIR説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、決議通知、事業報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	横浜事業所周辺での清掃活動
その他	連結子会社を含めた全従業員665名のうち、役員を含めた女性管理職の登用は7名となっております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について決定しております。その概要と整備の状況は以下の通りです。

1.「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」
取締役会規則及び文書取扱保管規程等に基づき、取締役会の決議事項及び報告事項を議事録へ記載及び保存、また、稟議規程に基づき稟議決裁書の保存及び管理を行い、常に取締役の業務執行に係る情報及び執行過程を検証しております。また、主要な会議・委員会の議事録は電磁的媒体により経営企画室に保管され、取締役および監査役は、経営企画室長に申し出ていつでも閲覧することができます。

2.「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
(1). 各部門において、今一度潜在化している重要なリスクの抽出を行い、新たに抽出されたリスクに対する防止策を構築しております。
また、現在把握しているリスクに対するマネジメントが有効かどうか、再度検討しております。
(2). 秘密情報管理規程等に従い、企業秘密の管理を徹底しております。また、秘密情報にアクセスできる従業員を制限し、必要最小限とするよう徹底しております。
(3). 定期的に従業員に対し、リスクマネジメントに関する教育及び研修を実施しております。
(4). 監査室による内部監査において、各部署におけるリスクマネジメントが十分に行われているか検証を行っております。

3.「当社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われ、かつ法令及び定款に適合することを確保するための体制」
(1). 会社は毎年経営に関し「業務指針」と「品質方針」を示し、それらに基づいて各部門部長は「部門運営方針」を制定し、更にそれらに基づいて各部署の課長は「部署別業務目標」を定め、中期経営計画の達成に向けた戦略を実行しております。
(2). 月1回以上取締役会を開催し、決議事項に関する討議、業務執行状況の報告を受けることで、取締役会及び取締役の他の取締役に対する監視を機能させております。
(3). 業務分掌に従い、各部門の分掌に従った業務を責任をもって効率よく遂行しております。
(4). 権限統制規程に従い、取締役、執行役員、部門部長、部次長及び課長の権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行及び同規程に基づく権限委譲による効率よい業務遂行を行っております。
(5).「オーバル行動指針」に明記された行動理念、ア.公共性、社会性　イ.社会的責任　ウ.環境保護　エ.公正取引の実施、取引法令の遵守に沿って全取締役、全従業員は行動し、具体的な規範として定めた「オーバル行動指針ハンドブック」を参考にして、業務の中で自然に責任ある行動を取る環境を醸成しております。
(6). 稟議規程及び文書取扱保管規程に従い、従業員の業務遂行に関しても、業務遂行に係る情報及び遂行過程を検証できるようにしております。
(7). 独立性を保った監査を実施するために監査室を設置し、監査室による内部監査において、各部署における業務の効率性と法令遵守が十分に図られているか監査、検証を行っております。
(8). コンプライアンス相談・通報制度により、万一社内に不正又は問題があった場合、従業員の地位を保障し、通報を促すことにより、正確な情報を収集してトップへ伝達し、その情報を基に対策を講じております。
(9). 反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、人事総務グループが総括部署となり、所轄の警察署や顧問弁護士との連携を取りながら、毅然とした態度で対応しております。
(10). 財務報告の適正性・信頼性を確保する体制を構築し、定期的に見直しを行い、最適化を図っております。

4.「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
(1). 子会社に派遣された取締役及び監査役からの報告ないし当社監査室の監査報告により、当社取締役及び監査役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督しております。さらに当社監査役は必要に応じて直接子会社監査を行い、当社子会社管理体制及び企業集団の内部統制システムが適正に構築・運用されている状況を監視・監督しております。
(2).当社は子会社の損失の危険の管理及び経営の効率化を図るために、関係会社の経営管理運営規程を設けており、子会社における重要事項の実施については当社経営企画室の事前承認を、更に重要度の高い事項の実施については当社取締役会の事前承認を得ることを遵守させております。また、報告事項として、中期計画計画の策定や取締役会での審議事項、月次・四半期・年次決算の報告など、子会社の経営や営業に関係する重要事項の報告を確実に行わせております。万が一、重大なクレームや災害に起因する損害など業務上の重大な損害が仮に生じた場合は、当社への報告を徹底させる体制を整えております。
(3). 当社の監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が図られているか検証を行っております。

5.「監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項」
監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行っております。また、上記スタッフは、監査役の指示にのみ従い監査役監査の補助を行う義務を負うものとし、取締役からの独立を保障しております。

6.「監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
(1). 監査役と代表取締役社長が定期に会合を持ち、取締役の業務執行の状況、その他会社の状況について率直に意見交換を行っております。
(2). 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議事の経過及び結果を監査し、また、監査役から出席要求のあった会議には出席の便宜を図っております。
(3). 監査役は、必要の都度、対象部署に出向き、取締役及び従業員に照会するなどにより、会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行い、また、監査役の監査に取締役及び従業員は協力しております。
(4).当社の監査役は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、当社及び子会社の監査が実効的に行われる体制を確保しております。
(5).当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見したときは、これを直ちに監査役に報告し、また、監査役に報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保しております。
(6). 当社はコンプライアンス相談・通報窓口を設置しており、当社及び子会社に不正又は問題があった場合には、当社従業員、子会社取締役、同監査役及び同従業員が、当社に対して通報する制度を導入しており、当社はコンプライアンス委員会を通じて当該事案の解決を行うほか、不正行為の防止策についても討議を行っており、同委員会には監査役も委員として参加しております。また、上記の通報を行った者が、不利な取扱いを受けないことを保障し、相談・通報制度の実効性を確保しております。
(7). 監査役は、監査室と連携し、必要に応じて監査の共同実施、情報の共有化を図っております。
(8).当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務の当社負担額について、監査役の請求等に従い円滑に処理し得る体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」において反社会的勢力との絶縁を掲げるとともに、「オーバル行動指針（倫理規程）」を示すことで、全社員に周知徹底を図っております。

取引先については当該企業および代表者について「G-Search」を用いた社内調査を行い、過去10年の新聞から反社会的勢力と関わりのある記事を検索しております。その結果、関連記事が検索された場合は専門の調査会社に対してさらに詳細な調査を依頼し、現在においても反社会的勢力との関わりが続いている場合は取引中止としております。

これらの調査により、当社は反社会的勢力と無縁であることを確認しております。また、契約書を締結する際に「暴排条項」を盛り込み、法務面においても留意しております。

さらに、所轄警察署（戸塚警察署）および社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の相談窓口との連携を強化することで、万一の事態に備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示の体制の概要
1. 適時開示の担当部署
　当社は、社内規程である内部者取引管理及び適時開示規程に従って、適時開示すべき情報を経営企画室が集約・管理しております。
2. 適時開示に係る社内体制
適時開示体制の概要
　内部情報が発生した場合には、経営企画室は、その重要性及び適時開示の必要性を検討し、代表取締役社長若しくは取締役会の適時開示の決裁を得て適時開示の実施を指示します。

内部統制システムを含む

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

